

# 市民活動 災害補償保険 の概要

- 目的 市民団体が構成員全員を対象として毎年計画的に実施している行事について、市が保険料を負担し、行事の実施時に行事の主催者及び参加者が負傷を負った場合に補償しようとするものです。
- 保険の種類 ①行事主催者等に賠償責任が問われた場合の補償 ②行事主催者と参加者の傷害に対する補償です。
- 対象者 主催団体の構成員である市民
- 手続 対象となる活動を行っている団体は市民生活課へ行事予定表の提出が必要になります。

## 対象となる活動

(市民団体等が無報酬で社会の福祉向上のために行う事業又は活動が対象です)

### ●地域社会活動

地域に根ざした自治会・清掃・まつり・募金等の活動で団体の年間行事として構成員全員を対象として計画的に行うもの

### ●青少年健全育成活動

子ども会・ボーイスカウト・ガールスカウト等の青少年健全育成活動で団体の年間行事として、構成員全員を対象に計画的に行うもの

### ●社会福祉、社会奉仕活動

社会福祉施設救護活動・ホームヘルプ・ガイドヘルプ・手話通訳等の活動で、年間計画に基づき計画的に行うもの

### ●社会教育活動

社会文化団体等の各種スポーツやレクリエーション活動及び文化活動で団体の年間活動として構成員全員を対象として計画的に行うもの  
\*スポーツ活動については年間計画に基づき計画的に行う大会への参加によるもの  
\*文化活動については原則として公共施設を利用し継続的に行うもの

### ●市主催事業等への参加 または手伝い

## 補償の内容

### ①賠償責任保険

身体賠償	限度額	1名	6,000万円
		1事故	2億円
財物賠償	限度額	1事故	1,000万円
保管物賠償	限度額	1事故	100万円
*免責額	身体賠償・財物賠償		1万円
	保管物賠償		5千円

### ②傷害保険

死亡	500万円
後遺障害	500万円～15万円
入院	1日 3,000円 (事故の日から180日を限度)
通院	1日 2,000円 (事故の日から180日以内の通院日数に対し90日を限度とする)

\*免責 7日

◎必ず医師の治療を受けてください。

◎疾病(熱中症や食中毒を含む)やそれが原因となった怪我は補償の対象外です。

## 不幸にも事故が起きたら

万一、事故が発生した場合は市民生活課にお問い合わせください。  
保険の対象となる場合はすみやかに(事故後15日以内)事故報告書(別様式)を団体の代表者から下記の書類を添えて市民生活課へ提出してください。

### 【必要書類】

- 1 団体の概要が把握できる資料(総会資料など)
- 2 事故発生現場の見取図
- 3 事故発生状況が説明できる資料  
(当日の案内文や配布資料など)
- 4 当日の参加者名簿

## 対象とならない活動または事故

- ①スポーツ活動における練習や自主トレーニング中による傷害
  - ②宗教、政治及び営利を目的とした活動
  - ③地震等による傷害
  - ④けんかや自殺、犯罪行為による傷害
  - ⑤格闘技等危険なスポーツ
  - ⑥他の保険加入を義務化されている活動
  - ⑦その他、賠償責任保険普通保険約款によるもの
- \*この他対象とならない活動がありますので事前にお問合せください。

## 市民活動災害補償保険Q&A

**Q1** 町会の運動会で、リレーに参加中転んで足を捻挫してしまった。

**A** 負傷された方が、事前に競技に申込みを行い自主的に参加していたのであれば、適用になります。しかし、「運動会に参加していた子どもが競技会場の学校敷地内にある遊具で遊んでいて、怪我をしてしまった。」というような場合は、運動会の競技に参加していたわけではないので、市民活動中の事故とは言えません。そのため、この場合は保険の適用になりません。

**Q2** 役員のため自治会のお祭りの準備に向かう途中、自転車で転んで腕を骨折してしまった。

**A** 活動が、自治会の年間行事として承認され計画的に行っている活動であれば、往復途中の事故も適用になります。

ただし、途中どこかのお店へ立寄って、私的な買い物をしてから向かったという場合には、目的が「お祭りの準備に行くため」ではなくなってしまうため適用になりません。

また、負傷された方が事業の直接の参加者であることが前提です。当日の見学者等や不特定多数の参加者の方は保険の適用になりません。

## 市民活動災害補償保険



### ●お問い合わせは…

市民生活課 コミュニティ係へ

〒278-8550 野田市鶴奉 7-1

☎ 04-7125-1111

内線 3125

# 野 田 市